

平成22年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会

日時 平成22年6月17日(木) 午後6時30分～午後8時20分

場所 市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者 傳法公磨会長、渡邊信善副会長、柴田由美子委員、砂子タケ子委員、西野悦子委員、山本勝美委員、浅井秀樹委員、西陽子委員、松永大委員、三島照子委員、向井邦弘委員、丸山孝志委員(欠席:大森千鶴委員、細川修次委員)

【事務局】 石狩市長 田岡克介、企画経済部長 佐々木隆哉、
協働推進・市民の声を聴く課長 上ヶ嶋浩幸、
協働推進・市民の声を聴く課主査 岩本隆行、田村奈緒美、清水千晴

傍聴者 0人

=====
【事務局(佐々木部長)】

定刻となりましたので、これより平成22年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会を開会いたします。

本日は委員改選後、最初の会議ということで会長が選出されるまでの間は、私のほうで司会進行をさせていただきます。それから、皆さまのお席のほうに委嘱状を交付しております。委嘱状の交付についてはそれをもって代えさせていただきます。

それでは田岡克介石狩市長よりごあいさつを申し上げます。

【田岡市長】

皆さんこんばんは。ご多用の中、ご参加をいただきましてありがとうございます。

日頃、市民参加はもとより、さまざまな行政一般に大変ご協力あるいはご関心をいただきましてありがとうございます。

ある審議会から「市長が一人ひとりに委嘱状を渡すのは時間のムダだ。机の上に置いて行政の簡素化をしてはどうか。」と言われるようになってから、物々しく委嘱状を渡すことはやめておりますので、失礼ながら皆さんの机に置かせてもらっていることをお許しいただければと思います。あわせて、これからの任期2年間でどうぞよろしくお願いたします。

「市民参加」という声が、全国津々浦々どこへ行ってもほぼ行き渡ったと、ある意味ではどなたでもそれなりのイメージを持つ言葉になってきたのは間違いないと思います。ただ、私は合併したときに厚田、浜益に行って、この「市民参加」や「協働」という話をしましたら非常に怪訝な顔をされたことを記憶しております。実際に夏まつりから、さまざまな地域の行事から、場合によってはお葬式まで役場がやっていた地域の中において、協働する部分は当たり前のようにやってきたところに新しい言葉の概念が入ってきた向こう側も戸惑ったのではないかと思います。昨日、タウンミーティングのりハーサルがありまして画像を見ていましたら、その地域にも協働の意識がごく自然に芽生えていることを当たり前のように受け止めるようになってきたことについて、改めて市民の皆さんと行政あるいはまちづくりにかける仕組みは、学問的ではなくてむしろ自然発生的にできあがってくるという

ことは、おそらく長い間、自分たちがやってきたことを、改めて言葉にしたということのように思います。ご異論のある方もいらっしゃるかもしれませんが、市長が言うほど市民の意識はそこまで行っていないという意見もあるかもしれませんが、ひとつの大きな時代の変化の中でこのような考え方は、ある種の説得力をもって迎えられていると思っております。

今回、新しい内閣が発足した中で「地域主権の主体を目指す」、「総論の段階から、各論の段階に入る」、「権限、財源の委譲を丁寧に進めていく」、「地域ごとに具体的な結論を出していく」、「多様な地域に沿った政策の実現には限界がある」、「そのためには住民参加による行政を実現し地域主権の徹底が不可欠である」と菅総理はおっしゃいました。このような発言があったということは、補うことがあったら、さらに国を挙げてこのような仕組みが具現化されていくのではないかと考えております。

この審議会も第5次を迎えさせていただきました。少しずつ成熟度は高まってきておりますが、行政に対する期待感や信頼感がしっかりとした意識として、なお成熟化を図るためにも、この条例の見直しや見直しに至らないまでも、さまざまなご意見をいただくことによって、また一歩前進していくのではないかと考えております。これからも皆さんと市が対等な立場で議論させていただきながら、よりよき制度にする。あるいは、より市民に広がっていくということを念じて、皆さんのご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

【事務局（佐々木部長）】

続きまして、正副会長の選出ということになりますが、その前に本日は1回目の顔合わせということもありますので、各委員の方と事務局メンバーの自己紹介をしたいと思います。浅井委員から順次お願いします。

【浅井委員】

一般公募の花川北の浅井と申します。よろしくお願いします。

【西委員】

一般公募の西陽子です。NPO法人ひとまちつなぎ石狩に所属して活動しております。どうぞよろしくをお願いします。

【松永委員】

一般公募の花川北の松永と申します。初めてこのような場に参加させていただくことになりまして、新任委員のオリエンテーションでも話をさせていただきましたが、石狩に来て7～8年になります。とても住みやすい土地だと思いますし、子どもも楽しくやっています。ただ、石狩というのはどういうところなのか、これからどのように進んでいくのかということに疑問に思いまして、まったく知らないまま生活していくのも、後世に伝えていくのもよろしくないと考えましたので参加させていただきました。行政、市民、この審議会が一体となって、変えられるところは変えていく、今期で変えられなければ次回に変えていくなどして、今、違う地域にいる方に石狩に来ていただいて発展していけばよいかなと考えておりますのでどうぞよろしくお願いします。

【三島委員】

一般公募の花川北に住んでいる三島です。前回に引き続き委員をやらさせていただきます。若い方の立派な意思表示のようなものがあって、私もがんばろうかなと思った次第です。よろしくお願いします。

【向井委員】

一般公募の向井と申します。浜益区からまいりました。よろしくお願いします。

【丸山委員】

市職員の秘書広報課長をしております丸山です。どうぞよろしくお願いいたします。

【渡邊委員】

こんばんは。石狩市体育協会推薦の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本委員】

皆さまこんばんは。石狩市連合町内会連絡協議会から推薦されました山本です。よろしくお願いいたします。

【西野委員】

こんばんは。石狩青年会議所からまいりました西野悦子と申します。微力ではありますが一生懸命務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【砂子委員】

石狩消費者協会理事の砂子です。どうぞよろしくお願いいたします。

【柴田委員】

石狩市女性団体連絡協議会で活動しております柴田です。厚田区に住んでおります。よろしくお願いいたします。

【傳法委員】

藤女子大学の傳法と申します。前回に引き続きこの審議会に参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐々木委員】

初めまして。佐々木と申します。札幌市のほうに37年ほど奉職しておりました関係で、同じ行政の立場から、あるいは市民の立場もわかっている人間ということでお話をいただいたのではないかと考えておりますけれども、私は最後の職場が「札幌国際プラザ」で、市民参加というよりは市民と協働でやっていた立場でございます。行政オンリーではないという経験を活かして何かお役に立てればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（佐々木部長）】

ありがとうございました。なお、本日は一般公募の大森千鶴委員と市職員の細川修次委員がご欠席ということになっております。

続きまして事務局の自己紹介をさせていただきます。私は企画経済部長をしております佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（上ヶ嶋課長）】

私、この4月から担当をしております、協働推進・市民の声を聴く課長の上ヶ嶋です。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩本主査）】

協働推進・市民の声を聴く課の岩本と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（田村主査）】

こんばんは。同じく協働推進・市民の声を聴く課の田村と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（清水主査）】

同じく協働推進・市民の声を聴く課の清水と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（佐々木部長）】

それでは、会長、副会長の選出に移ってまいります。条例上は「市職員以外の中から委員の互選によって会長と副会長を選出する」ということになっております。選任方法などについてご意見がありましたらお願いします。

【柴田委員】

推薦という形でもよろしいでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

はい、どうぞ。

【柴田委員】

それでよろしければ、私としては第4次で副会長をされていた傳法委員に会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

= 「異議なし」の声 =

【事務局（佐々木部長）】

ただいま傳法委員で異議なしというお声がございましたが、よろしいでしょうか。

= 「異議なし」の声 =

【事務局（佐々木部長）】

ありがとうございます。それでは会長は傳法委員にお願いします。次に副会長ということになりますが、どなたかご意見はございませんか。

【傳法委員】

よろしいでしょうか。ただいま会長にご推薦をいただきました。微力ではございますが務めさせていただきますと思います。できれば私から副会長を推薦させていただきたいと存じますが、石狩市体育協会副会長でいらっしゃいます渡邊委員に、私の足りないところを補佐していただければと思います。渡邊委員を推薦させていただきたいと思います。

【事務局（佐々木部長）】

ただいま渡邊委員を副会長にというご推薦をいただきましたが、ご異議ありませんか。

= 「異議なし」の声 =

【事務局（佐々木部長）】

ありがとうございます。それでは会長は傳法委員、副会長には渡邊委員ということでよろしく願います。会長、副会長には議長席への移動をお願いします。

それではここで、田岡市長から傳法会長に今回の諮問書をお渡しします。

= 諮 問 =

【事務局（佐々木部長）】

それではここで、傳法会長に就任にあたってのごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願います。

【傳法会長】

ただいまお認めをいただきました藤女子大学の傳法と申します。私は前回の副会長を務めさせてい

ただいたということもありまして、今回続けてこの委員会に参加させていただき、このたび会長をお引き受けすることといたしました。先ほど田岡市長からもお話がございましたが、この市民参加制度調査審議会というのは非常に重みのある審議会でございます。全国の市町村に先駆けまして、市民の声をいただいて、それを行政活動に反映させていくというご意志のもとに作られた審議会でございます。決まったものをお伝えするという会ではなくて行政活動として企画している段階から皆さんの声をいただいて市政に反映をしていくということでございまして、そのような意味からもこの審議会の役割は非常に大きいものです。皆さんにいろいろなご意見をいただいて、よりよい市政にしていくために皆さんのお力添えをいただきたいと存じます。不慣れなところもたくさんございますが、活発なご意見あるいは建設的なご意見等々をいただいて、この審議会の意義を大きなものにしていきたいと思っております。渡邊副会長にはお力添えをいただきますし、委員の皆さんにはどうぞよろしくお願ひします。

【事務局（佐々木部長）】

なお、市長はここで所用のため退席させていただきます。

= 市長退席 =

【事務局（佐々木部長）】

それではここから議事に入りますので、ここからの議長を会長にお願いいたします。

【傳法会長】

それではさっそく今日の議題に入らせていただきますが、この審議会は第5次の審議会ということですので、議事に入ります前に第5次審議会の運営ルールにつきまして確認をする必要があろうかと思ひます。事務局から説明をお願いします。

【事務局（上ヶ嶋課長）】

それでは、私からこれまでの審議会の運営ルールを申し上げます。議事録の作成については、「議事録は全文を記録する」、「議事録の内容は出席委員全員で確認する」、「出席委員の確認終了後、会長の署名により議事録を確定する」。続いて、傍聴者の意見提出については「傍聴者が書面で感想や意見を提出することを認める」ということになっております。この市民参加制度調査審議会の運営ルールについては、会長が審議会に諮って決めることになっております。第5次審議会でもこのルールでよいかどうかのご確認をいただければと思ひます。

【傳法会長】

皆さん、事前に送っていただいたこの審議会資料の2ページをご覧くださいと思ひます。ここに第5次審議会の運営ルールについてということで、大きく2つのことが書かれております。1つは議事録の作成について。これは「議事録は全文を記録する」、「議事録の内容は出席委員全員で確認する」、さらに「出席委員の確認終了後には会長の署名により議事録を確定する」となっております。また、傍聴者の意見提出につきましては、「傍聴者が書面で感想や意見を提出いただくことを認める」となっております。皆さんにお諮りしますが、このような内容で第5次審議会も進めてよろしいかどうかご意見を伺いたいと思ひます。よろしいでしょうか。

= 「はい」の声 =

【傳法会長】

ありがとうございました。それでは、このように進めさせていただきます。

それでは次に、第5次審議会の審議内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局（上ヶ嶋課長）】

それでは、第5次審議会の審議内容について申し上げます。平成22年2月22日に第4次市民参加制度調査審議会から提言をいただきました。

提言内容は資料2ページに掲載しているとおりでございます。その内容としましては、ここ数年は、概ね良好に制度が運用されており、大きな改善点を見つけ出すことが難しい状況になっております。第4次までの審議会では、市民参加手続の実施状況や制度運用の改善について全般的にご議論いただいておりますが、今後は個別の案件について、手続方法の選択や市の検討結果などについて、深く掘り下げて議論してはどうかという内容になっております。

第5次の審議会として、この提言内容のように審議していくかどうかご検討いただきたいと思います。

【傳法会長】

ありがとうございました。これはこれから2年間どのように進めていくか、初めに取り決めをしておこうということになります。制度改善に向けまして全般的に議論をしていくことも必要でしょうけれども、それだけではなくて具体的な個別の事例ごとに手続方法の選択とかあるいは市の検討結果についても掘り下げて議論していくことがよいのではないかと第4次審議会の提言内容になっております。決して全体的なことをやらないということではございませんが、これからは具体例を用いて深く検討をしていくという内容でございます。このことにつきまして、皆さんのご意見あるいはご希望その他でも何かいただけたらお願いいたします。基本的にはそんなに変わることはありませんが、幅広く漠然としたものというよりも、具体的な事例を深く掘り下げていくという検討もしていきたいということでございます。よろしいでしょうか。

= 「はい」の声 =

【傳法会長】

いつでも拡げることはできますので、基本的にはこのようなことで進めさせていただきたいと思っております。そうなってきますと、これから具体的にご議論をいただくわけですが、そのためには皆さんにお配りしました資料に基づきまして、平成21年度にどのようなことが起こっていたかということについて説明をいただこうかと思っております。それにつきましては事務局より、資料1から4までを一括して説明していただきます。最初に申し上げておきますが、平成21年度に起こったことをお示ししてありますので、具体的なことをご検討いただく手がかりにしたいと思っております。

【事務局（田村主査）】

それでは私のほうから資料の説明をさせていただきます。

資料の3ページをご覧ください。資料1は平成21年度市民参加手続の実施状況についてです。こちらは昨年度に実施した市民参加手続の実施状況についてまとめたものです。手続の内容は審議会、パブリックコメント、ワークショップ・市民会議、縦覧・意見書提出手続、その他の5つに分類しております。参加人数は、審議会は出席委員の人数、パブリックコメントや縦覧については意見提出者の人数、ワークショップ・市民会議・その他については参加者の人数をそれぞれ掲載しております。6ページにまとめを掲載しておりますのでご覧ください。下段の表になります。平成21年度は46

の案件に対して63手続を実施いたしました。参加人数は1,183人になります。審議会が29件で322人、パブリックコメントが21件で56人、縦覧、意見提出手続が1件で0人、ワークショップ・市民会議は8件で410人、その他は4件で395人です。その他の手続に当たりますが、男女平等に関する意識調査で334人の方からご回答をいただきました。地域福祉計画策定の地域福祉懇談会には28人の方にご参加いただいております。紅葉山小学校施設の跡利用の意見交換会には22名のご参加、厚田総合センターの改修の意見交換会には11名の方にご参加をいただいております。前年度と比較しまして、件数は19件増え、参加人数は814人増えております。縦覧・意見書提出手続以外はすべて増えていることが件数が増えた要因と考えます。特に、パブリックコメントが12件の増、ワークショップ・市民会議が7件の増となっております。パブリックコメント手では条例改正後、初めて公共施設の新増設、休廃止に関わる案件が2件ありました。これは、児童館新設と紅葉山小学校の跡利用についてです。同じくパブリックコメントでは、計画策定や改訂に関する案件が多くありました。平成20年度には3件しかなかったものが、平成21年度には、教育プラン、こども・あいプラン、図書館ビジョン、国保経営健全化計画、地域福祉計画など11件の案件がありました。また、ワークショップ・市民会議では、計画策定の際に、パブリックコメントと併用して実施している案件が多くありました。地域福祉計画、こども・あいプラン、教育プランなどの策定時にパブリックコメントとワークショップの併用で実施しておりました。次に参加人数が増えた要因として、縦覧・意見書提出手続以外の手続はすべて増えていますが、ワークショップ・市民会議とその他の手続で特に目立って増加をしています。ワークショップ・市民会議では案件も多く、参加人数が多かったということが挙げられます。地域福祉計画策定時の地域福祉推進会議では101名、教育プランやこども・あいプラン策定のいしかり子ども総合支援会議では85名で合計410名の方にご参加いただいております。平成20年度と比較しますと344人増加しました。その他の手続の中では、第2次男女共同参画計画の策定にあたってアンケートを実施しまして回答人数が334人、その他意見交換会などの人数が大変多くなっております。平成20年度は浜益温泉の営業時間変更の意見交換会に14人の方にお越しいただいておりますが、先ほども説明させていただきましたが、地域福祉計画策定時の地域福祉懇談会など、合計で61名の方にお越しいただいております。

資料2に移らせていただきます。資料の7ページをご覧ください。こちらは平成21年度に実施しました審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴の状況について記載しております。10ページにまとめを掲載しておりますのでご覧ください。ここで資料の訂正をお願いします。表の下に公開会議1回あたりの傍聴者数を載せておりますが、2段目の平成15年度の数字が消えております。こちらは1.13人になります。さらにその下、会議開催から会議録公開までの平均日数の過去の平均日数の2段目の平成15年度の日数も消えておまして、47.6日になります。またその2行下の報告もれによる会議予定の公表ができなかった件数が重複しておりますので、下段の2行を削除していただきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。続けさせていただきます。平成21年度末では47の審議会のうち32の審議会が開催されております。延べ回数は181回、そのうち公開での開催85回です。傍聴者については66人で、1回あたりの傍聴者数は0.78人になります。傍聴者の数は、平成20年度109人で、1回あたり1.27人でしたので、平成21年度は0.49人の減となりました。傍聴者の数が減った要因としては、大きく減っている審議会は見られないのですが、傍聴できた25の審議会のうち、20の審議会の前年度より傍聴者数が減っていることが挙げられます。減り方が大きかった審議会は、15の福祉有償運送運営協議会が平成20年度は4回で

18人だったところ平成21年度は1回で4人、2の行政改革懇話会が平成20年度は4回で7人だったところ平成21年度は2回で0人です。1回あたりの傍聴が多かった審議会は、31の第4回厚田区地域協議会が7人、同じく厚田区地域協議会の第7回と15の第1回福祉有償運送運営協議会が4人になっています。年度内に1度も傍聴がなかった審議会が7つありました。行政改革懇話会、過疎地有償運送運営協議会、都市計画審議会、個別排水処理施設整備事業運営委員会、社会教育委員の会議、教育委員会外部評価委員会、浜益区地域協議会となっています。議事録確定までの日数は25.6日となりました。平成20年度は30.8日でしたので5.2日早くなっています。平均しますと要点筆記では24日、全文筆記では29日になります。全文は議事録を起こすのにも、委員の確認手続にも時間を要してしまう傾向はありますが、概ね1月以内に議事録を作成し、確定しております。平成21年度は報告もれによるあい・ボードへの公表ができなかった件数は0件でした。審議会開催時の協働推進・市民の声を聴く課への報告は定着したものと考えております。

次に資料の11ページをご覧ください。資料3は平成21年度のパブリックコメント手続の実施状況についてまとめたものです。平成21年度は21案件で56人の方から116件のご意見をいただきました。平成20年度には9案件で43人の方から45件のご意見をいただいておりますので、案件としては12件増、人数は13人増、件数71件の増になります。パブリックコメント1案件あたりの意見提出者は2.7人でした。意見の件数は1案件あたり5.5件になります。平成20年度は意見提出者が4.8人、意見の件数が5件でしたので、意見提出者は2.1人減り、意見の件数は0.5件増えました。21案件のうちご意見をいただけなかった案件は6件あります。4の札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と区域区分の見直し、5の札幌圏都市計画用途地域の変更、12のデータセンター関連の条例の制定、17の市民図書館ビジョンの策定、19の学び交流センター、21の資料室、資料館の休館日の変更についてです。6の紅葉山小学校施設の跡利用と9の使用料、手数料等の見直しで意見提出者の人数より意見の件数が少なくなっていますが、この理由は、6の紅葉山小学校のほうが、特別支援学校高等部の設置を希望されるご意見を複数の方からいただいております。そして9の使用料、手数料等の見直しでは、パークゴルフ場のラウンド券、回数券の廃止反対に対する同じ意見を複数いただいておりますので、この2つの案件については意見の件数が意見提出者の人数より少ないという状況になります。11の地域福祉計画の策定や16の子ども・あいプランの策定については、比較的市民の関心が高いと思われるテーマですが、予想よりも意見が少ない状況でした。これは、パブリックコメントの原案をつくる過程で、市民会議や意見交換会などを実施していき、原案に市民の意見が盛り込まれていることが意見が少なかった要因ではないかと所管課のほうとも分析をしております。

資料4に移ります。資料13ページをご覧ください。資料4は平成21年度に実施しましたパブリックコメント手続の検討結果についてまとめたものです。この資料は、個別の案件を市の検討結果などについて掘り下げて議論するための参考として作成させていただきました。平成21年度に実施したパブリックコメント手続のうち、意見をいただきました15の案件について掲載しております。テーマの横にふっている番号は、資料3パブリックコメント手続の実施状況のナンバーと合わせておりますので、番号が飛んでいるところがございますが、それは資料3と照らし合わせながらご覧ください。掲載内容ですが、いただきましたご意見の内容とその横に市が検討した結果とその理由をまとめています。検討結果の内容は13ページの上の表に記載していますが、意見に基づき原案を修正したものが「採用」や「反映」、意見を原案に反映できないものが「不採用」、すでに原案に盛り込まれて

いるものが「既記載」や「記載済」、原案には盛り込めないけれども今後の参考とさせていただくものを「参考」、ご意見としてお伺いしたものを「その他」の5つに分類して掲載しています。

資料1から資料4までの説明は以上です。

【傳法会長】

ありがとうございました。最初に申し上げるのを忘れておりましたが、この審議会は2時間くらいで終了することを目安にしております。これからもそのように進めていきたいということがひとつと、先ほどもありましたが、この会議は議事録を残して皆さんにご確認いただくことが必要となっております。従いまして、ご意見をいただく場合には手を挙げていただいて、私がお名前を呼んでからご意見をいただき、できればマイクに向かって聞き取れる声でご意見をいただきたいと思います。

このように資料1から4までお示しいただきましたのは、第4次答申のときに具体的な事例について掘り下げるといふときのひとつの手段に使っていただくために作っていただきました。これをご理解いただいた上で、皆さんのご意見をいただいたり、ご提案をいただくことになるわけですがここに出てくるいろいろな言葉自体もわからないこともございます。私としましては、資料5というのが最後にありますので、これについてご説明をいただき、特にその中の市民参加手続マニュアルの改定のところをご覧いただきますと、この審議会がどういうことを検討するかということもわかっていただけると思います。大変恐縮ですが第4次審議会からの答申に対する市の取り組みを資料5に基づいてご説明をいただいて、そのあとで資料1から4の内容をも含めてご質問をいただき、ついで具体的に興味をお持ちの議題、その他についてご提案をいただきたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局（田村主査）】

それでは資料の47ページをご覧ください。資料5は、平成22年2月に第4次市民参加制度調査審議会からいただいた答申に対する市の取り組み状況を掲載しております。

(1)は市民参加手続マニュアルの改定についてです。別冊でお送りしております市民参加手続マニュアル2010と両方をご覧ください。1ページには市民参加手続のながれを掲載しております。行政活動を行う要因となるケースから事業を実施するまでのながれを記載いたしました。これまでのマニュアルは「市民参加手続の対象となる行政活動を行うことが決まる」というところから始まっておりましたが、資料47ページの(1)の行政活動の中における市民参加手続の位置付けの明確化という答申内容を受けまして、何らかの要因があって行政活動につながることを明確にするために、「市民からの提案や要望」、「市役所からの発案」、「法律などの改正」の代表的な3点をの上に記載しました。次に2ページから4ページまでが、市民参加手続の対象となる案件について記載しております。こちらは条例の別表に示されている市民参加手続の対象となる7つの案件について掲載しております。これまでのマニュアルには対象案件と適用除外となる案件だけを掲載しておりましたが、答申の(1)の具体的な事例の掲載という内容がありました。これを受けまして、職員が手続方法の選択や検討内容だけでなく、同様の事例はないかということを確認したいのではないかと考え、簡単にHPでの検索ができるように、手続の対象となる案件の中に、これまでに実施した手続と実施年度を記載しました。次に5ページをご覧ください。5ページは市民参加手続の方法と時期について掲載しています。手続方法は条例施行規則の別表に示されている4つの方法のほかに、「意見交換会」を追加して掲載しました。こちらは答申の手続の手法として「意見交換会」を追加につい

て盛り込んだものです。そして答申内容の 市民参加担当窓口の明確化については、5ページの上から3行目、「なお」以降に、「市民参加手続の方法を決定する前には、協働推進・市民の声を聴く課に協議するようお願いいたします。」という1文を加えました。そしてこのページの表の一番下段に「意見交換会」を追加しております。次に6ページをご覧ください。6ページは市民参加手続の公表についてです。情報公開コーナーやあい・ボードなど、条例第8条に記載されている4つの公表方法や情報のながれ、公表が必要な場合について掲載しました。7ページから9ページには審議会について記載しています。審議会とはどういうものか、委員を選任するときに留意することは何か、会議を開催するにあたっての準備や開催後の事務について記載しております。10ページから12ページにはパブリックコメント手続について掲載しています。パブリックコメント手続はどのようなものか、意見募集をするまでに注意すること、パブリックコメント手続終了後の事務について記載しております。また、このマニュアルから、職員からの問い合わせが大変多いパブリックコメント手続のながれについて12ページに詳しく掲載しております。13ページから15ページには意見交換会についてまとめています。5ページの市民参加手続の方法と時期に追加しました「意見交換会」について、これまでに実施をした事例も多くあるが、手続きとして頻繁に行われていたわけではありませんので、意見交換会とはどのようなものか、意見交換会開催に当たっての注意することなどを詳しく掲載しております。16ページから17ページには効果的な手続方法の選択について掲載しました。これは、これまでのマニュアルにはなかったもので、答申の 具体的な事例の掲載を受けて加えているものです。具体的な事例として、第2次男女共同参画プランの策定についてと自治基本条例を制定した時に実施した手続を、経過と手続の有効性を加えて記載をしています。18ページは、いただいた意見を検討するときの心構えです。条例の第7条に示されており提出された意見等の取り扱いをもとに、検討するときの心構えを記載しているものです。最後になりますが、19ページには市民参加手続Q&Aを掲載しました。こちらこれまでのマニュアルにはなかったものです。具体的な事例として職員からの相談が多い実施時期の設定や手続の必要性、原案変更時の対応などを紹介しています。この市民参加手続マニュアル2010はホームページに掲載して市民にご覧いただくのと合わせて、冊子をお送りすることも可能です。その旨はあい・ボード、広報いしかり7月号でお知らせいたしますので、ほかの方にもご紹介いただけたらと思います。

資料の47ページにお戻りください。答申内容の(2)は職員研修の充実についてです。具体的な提言に向けて、職員研修への市民参加制度調査審議会の委員の参加を希望するという答申をいただいております。四角の枠で囲ってあります日程で職員研修を開催いたします。本庁舎は7月21日水曜日の午前10時からと午後1時30分から4階の401・402会議室で行います。厚田支所では7月20日火曜日の午前10時から2階の会議室で、浜益支所は同じく7月20日火曜日の午後2時から2階の庁議室で開催いたします。ご都合のつく日程でご参加をいただければと思います。近くなりましたら参加希望の確認をさせていただきます。

次に(3)市民の参画意識を高めていくためにについてです。市民参加制度の概要や市民参加手続の情報を得られる方法などについて、町内回覧を活用してご案内しようと考えております。本日お配りいたしました黄色いA4のチラシが町内回覧をさせていただくチラシになります。掲載しております内容は、今年度実施する市民参加手続、裏面には市民参加手続の方法、あい・ボードの認知度が低いというご意見を過去にいただいておりますのであい・ボードのご案内、そしてメール配信サービスについて紹介いたしました。第4次審議会からの答申に対する市の取り組み状況は以上です。

【傳法会長】

ありがとうございました。

= 西野悦子委員 退席 =

【傳法会長】

これまで資料に基づきましていろいろご説明をいただきました。それはこれからの審議に向けての大きななぐれをおわかりいただけるのではないかと考えて、このような進め方をさせていただいております。

ただいま、第4次からの答申以降の市の取り組みについてご説明をいただき、ご案内もいただきました。職員研修や町内回覧についてもこれからいろいろとご活躍いただくためにご協力をいただけたらと思います。その中で、市民参加手続マニュアルの改定でございますが、これは実は行政手続についての説明を書いているものでございます。市民からいろいろなご意見をいただいても、行政の中でどのような動きをするのかが見えないところがあるということをも受けて、このたびマニュアルを改定いただいたという経過がございます。そして、マニュアルの1ページをご覧いただきたいと思いますが、市民参加手続のなぐれの中で一番上に3つの項目が入っております。「市民からの提案や要望」、「市役所からの発案」、「法律などの改正」というこの3つになっておりますが、特に、市民からの提案や要望をいただいた石狩市はどのように進めていくかということを見えるように書いていただいたという意味で、第4次審議会に参加させていただいていた私としては大変うれしい変更点であったと考えております。この審議会は、まさしく皆さんからの提案や要望をいただいて市政の中にどう反映させていくかというために開かれている会議でもございます。まず、このマニュアルについて何かご質問等があればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【浅井委員】

マニュアルではなくて資料のほうでもよろしいでしょうか。

【傳法会長】

それでは資料の1から4でも結構です。

【浅井委員】

パブリックコメントと意見書というものがありますが、意見書というのはどのようなものですか。

【事務局（田村主査）】

こちらは、縦覧・意見書提出手続という手続になりますが、他の法律で決まっております手続のひとつで、都市計画に関するものが大半で森林整備計画など、石狩市の条例ではない別の法律に基づいて縦覧・意見書提出手続を行うことが定められております。その手続になります。パブリックコメント手続は石狩市の市民参加制度に基づいて実施している手続になります。

【浅井委員】

パブリックコメントの内容はこの資料の中でも、ほかの場所でも公開されていますけれども、意見書の内容は公開されないのですか。

【事務局（佐々木部長）】

意見書の取り扱いについては、おそらく、それぞれの根拠となる法律や制度がありますので、その中での取扱いは決まっているのだと思います。一概に全部公表するとか全部公表しないという扱いではないのではないかと思います。ただ、残念ながら、縦覧・意見書提出は法律で決まっていますが、

じつは手続の前の段階でいろいろな手続をやって、その最終段階でこの手続になるものですから、この市民参加制度が始まってから、石狩市で実施した縦覧・意見書提出手続の中で意見が出てきたケースがございません。我々としても、その制度の中でどのような決まり方をしているのかについては押えておりません。申し訳ございません。

【浅井委員】

わかりました。それから、資料6ページの表の平成21年度の縦覧・意見書が件数が1件で、参加人数が0人となっていますが、件数が1件であれば最低でも参加人数は1人はいるのではないのでしょうか。

【事務局(田村主査)】

この1件というのは案件の数です。この前のページから見ていただきますと、平成21年度は農林水産課で実施しました森林整備計画の変更のときに縦覧・意見書提出手続を行っておりますので、こちらを1件とカウントします。そしてこちらに縦覧がなかったということで0人となります。

【浅井委員】

わかりました。それから資料8ページですが、22の水道事業運営委員会で1、2、4回目が公開されているのに3回目だけが非公開になっていますが、同じ委員会の中で公開と非公開があることがよくわからないのですが。

【事務局(田村主査)】

水道事業運営委員会の3回目は、当別ダムの現地視察にまいりまして、通常は現地視察であっても一般の方にもご参加いただけるのですが、事前に登録している人でなければ見学できないという決まりがあるということで、一般の方にはご遠慮いただきたいということで非公開で実施しております。

【傳法会長】

よろしいでしょうか。その他に何かご質問やご意見はありませんか。

【松永委員】

まずは資料10ページに公開会議1回あたりの傍聴者数が0.78人ということですが、これは多いか少ないかというより、私はいないに等しいのではないかと思います。これであれば、今後この会議自体必要ないのではないかという意見を持たれないだろうかと思っています。公開する必要があるれば公開しないというように、条例上公開しなければならないとなっていれば別ですが、変えるということはいかがでしょうか。

【事務局(佐々木部長)】

審議会の公開というのは、しばしば言われる「密室」で、一般市民から見えないようなところで、内々で決めているのではないかといったようなご批判があったことを踏まえて、そのようなことはしていないということをはっきりさせるために公開にしております。公開にする以上、なるべく多くの方に見に来ていただくことが望ましいと思っていますけれども、この公開というのは何かあったときの保険というような性質も持っております。つまり、この審議会では何が話し合われているのかということを知りたいと思ったときに、いつでも行って見ることができるといった意味での保険です。そのような性質がありますので、傍聴者が少ないからといって公開する必要がないといったようなことにはならないと考えております。

【松永委員】

そういう意味では強制的にリスクヘッジ(危険を回避すること)になるかと思えますけれども、続

いてあい・ボードのことですが、私もたまたま図書館で、あい・ボードの下のほうに黄色い紙で審議会委員の希望がありまして、興味があったので参加させていただきましたが、ちょうど目に付くところでしたが下過ぎたので、資料にはあい・ボードに公表しなかった案件が0件となっているからそれでよいということではなくて、どれだけ浸透しているのかということも意見として取る必要があるのではないかと思います。これは私の意見ですので、特にご回答は要りません。

もう1点確認ですが、資料47ページに職員研修の充実とありますが、これは我々も参加できるということですね。

【事務局（田村主査）】

はい、そうです。

【松永委員】

これは1回だけですか。

【事務局（田村主査）】

今年度は1回の予定です。

【松永委員】

私も民間のほうで、総務、経理、人事をやっていましたけれども、1回でも効果は出ると思いますが、継続してやらなければこれも意味のないもので、意識も薄まっていきますし、今回受けていなかった者も受けさせなければならぬということもありますので、少なくとも年に2～3回はやったほうがよいのではと感じました。今回は第1回目ということなので、できれば年間スケジュールなどを作成して、いつまでに誰がやるというようなことを決めてはどうかと。

【傳法会長】

今日は皆さんからの質問やその他意見を出していただき、しれが終わったら皆さんにお聞きしようと思っておりました。こういう事例がある中で、特に自分が問題として感じたこととか、この件についてわからないところがあるというようなことをいただいて、それについては今回ならびに次回以降に検討していくということです。この審議会は何かを決定するというよりも、広く皆さんのご意見をいただいて、行政の中にひとつのルールで反映できるものは反映していくということでございますので、決して決議機関ではないことをご理解いただきたいと思います。

【三島委員】

マニュアルのほうですが、1ページに「市民からの提案や要望」とありますが、もっと具体的に教えていただきたいのですが。審議会やパブリックコメントから出てくる提案や要望のことを指しているのですよね。

【事務局（佐々木部長）】

そういうことではありません。例えば、今、図書館の横に児童館をつくり出していますけれども、あれは市民参加手続をする前に、石狩にはきちんとした児童館がないから欲しいという声が市民からあがってきたので、それでは児童館を建てることを考えてみようということになって、市民参加手続をやって、児童館を建てることになり、設計概要はどうするかということになっていったようなことです。ですから1ページの上にあるものは手続ではない、日常的に市に寄せられる市民の意見要望といったようなところを指しております。

【三島委員】

そうですか。そうすると「市民からの提案や要望」というのは、より具体的に市民の声を聴く課に

持っていきと取り上げられるということを書いていただけたらわかりやすいかと思いましたが、これは職員用のマニュアルですものね。

【傳法会長】

そうですね。確かにこれは行政側の手続のマニュアルですが、市民からの声が見えるような形で表現して欲しいというのが前の第4次審議会でありまして、このように書いてあるわけです。これは市役所の中で持っているべきものであって、市民の方はとにかく市民の声を聴く課に行けば、そのあとどのように進めていくかを検討していただいて、市民参加手続に載せたらよいものについては、市民からの提案や要望という形で具体的に検討されていくことになるうかと思えます。

【三島委員】

わかりました。もう1つよろしいでしょうか。マニュアルの19ページに「やむをえない理由で市民参加手続を行えない場合はその理由を明らかにして」と書いてありますが、これはどのような形で明らかにされるのですか。広報いしかりとかですか。

【事務局(田村主査)】

これまでに手続を実施しないですべてが終わってから報告したという案件は、番屋の湯を売却したときと石狩浜海水浴場にプレジャーボートの進入区域の規制をしたときの2件がありましたが、やむを得ない理由とその後の市の対応などは、あい・ポートとかホームページとか、マニュアルの6ページに掲載している4つの方法で公表することになっています。ですから、この2つの案件についても4つの方法で公表いたしました。

【松永委員】

市民の声を聴く課には1日もしくは1ヶ月にどれくらいの質問や意見が寄せられますか。

【事務局(田村主査)】

市民の声として寄せられるものは、平均すると年間120件くらいです。その他に要望書をいただいたり、自治懇談会でこちらから出向いてお話を伺ったりということも含めると相当数になるかと思えます。1日や1ヶ月という単位では申し訳ありませんが統計はとっておりません。

【傳法会長】

他にはご質問その他ありませんか。これからの進め方ですが、この資料やマニュアルについてご理解いただければ、この資料等々を使って具体的に皆さんと意見交換をしたいというものがあればいただいて、今後、意見交換していきたいと思っております。

【松永委員】

私も1回目でもまだ慣れていない部分が多々ありますが、特に2期目の方や学識経験者の方もご意見等々あるかと思えますので、ぜひ伺いたいと思えます。

【佐々木委員】

意見というよりは感想になってしまいますが、こちらの資料に昨年の市民参加手続とその成果が出ていますけれども、パブリックコメントが少し気になります。意見がないのもありますが、多くの案件が2人くらいですね。統計的な数字を出すとこのような結果になるかもしれませんが、意見の内容もバラエティに富んでなくて、ある一定の意見が出ている。パブリックコメントを受けて事務局はかなりご苦労をされているのではないかと思います。時間も取りますしね。非常に大事なことです。から無視をしないでということではありませんが、苦労のわりにうまく反映できる意見が出ているのかどうか。また、検討結果に「参考」というのがたくさんありますがこれも今後どのように活かされるの

かということもありますし、大事なことです。願わくばエネルギーを割いた分が別の形で活かされるようになっているのだと思いますし、そのようにしていただきたいと思います。石狩の問題だけではないと思いますが、規模の問題もあるかもしれません。国のパブリックコメントはかなりの意見が来ますし、費やすエネルギーと得られる効果があると思うのですが、だからこそ苦労されているのではないかという印象を受けました。

【砂子委員】

市民参加手順マニュアルについてですが、前期の委員でマニュアルが欲しいということ要望したと思います。そして、よく頑張ってくれて作っていただいて、これは良かったと思います。それから、企画する側と参加する側ですが、市は一生懸命企画してくれるけれども笛吹けど踊らずというところがあって、市民側にも問題があって、会館を借りて開催したのに2～3人しか来なかったとか、せっかくの場所が活かされなかったと思います。どうしたらみんなが来てくれるのかを私たちも考えていったほうが良いと思います。

【傳法会長】

前回の審議会でもありましたが、市民の意識を汲み取るためにやっても参加者が少ないという問題は間違いなくありますね。市民ならびに行政が一体となってやるような工夫はこれからはしていかなければならないということは前回の審議会でも意見としてずいぶん出ておりました。

私から事務局に質問してもよろしいでしょうか。資料の11ページです。佐々木委員のお話にもありましたパブリックコメントのところで、意見の提出状況の件数と人数を見ていまして、例えば3の地場企業等活性化計画では3人から16の意見をいただいたということでもよろしいですね。そして先ほど説明くださいましたが、9の使用料、手数料の見直しなどは複数の方から同じ意見をいただいたということでもよろしいですね。

【事務局（田村主査）】

はい、そうです。

【傳法会長】

そういうことを見ていきますと、パブリックコメントでのご意見は行政としては十分検討されていると私は見ます。

【松永委員】

なぜ、先ほどのようなことを言ったのかということ、誰かが見に来てくれたとしても、確かに重要なことはやっているけれども、しんとした中でやっていたら、もしかしたら誰か居眠りしている人がいるかもしれないと思われるかもしれないので、そういう会議にはしたくないと私は最初に感じて意見を言わせていただきました。

【傳法会長】

わかりました。今日はこの資料等々をご覧ください、どういうことがこれから協議されていくかということについて全体的なことをお示したつもりです。今日は1回目ということもありまして、直ちに皆さんの検討テーマをいただけますかというのも結構やりにくいことでもありますし、すぐには出てこないこともあろうかと思えます。これからの進め方について皆さんのご意見をいただきたいと思いますが、次回に検討したほうが良いというテーマを今いただけるのであればいただきたいと思えます。もし、なければ事務局とも相談してテーマをお示ししたいということで、佐々木委員からありましたパブリックコメントの内容などについてももう少し詳しい資料等もいただいて意見交換し

ていくということも必要になってくると思っています。具体的に皆さんの中からテーマのご提案があればいただきたいと思いますがいかがでしょうか。なかなかすぐには出てこないと思いますが、パブリックコメントにしても21の案件が出されておりますので、特に興味があるとか、市の進め方に問題があるとかということがあればお出しただいて、その件に関する検討を、新しい資料を基に、次回以降に意見交換するということにできればよいかと思っていますが、皆さんいかがでしょうか。

【松永委員】

今回の資料も早くいただけまして大変ありがたいと思っております。早めにいただきましたので見ている述べてさせていただきましたが、今回同様に早めに送っていただいて皆さんが事前に読んできて、読み合わせしないで速攻議論に入るとこのことのほうがより良いかと思えます。

【砂子委員】

やはり資料の内容については、今までどおり事務局から説明が欲しいと思います。

【傳法会長】

おそらく進め方としては、資料は事前に皆さんにお配りをして読んでいただくことを前提にこれからも進めていくことにしたいと思えます。いただいた資料で足りないことがあれば、また、事務局に要望して当日あるいは事前にいただくということを積み重ねていく必要があるかと思えます。事務局はどうでしょうか。そのような進め方でよろしいですね。

【事務局(佐々木部長)】

はい。

【西委員】

ひとつよろしいでしょうか。意見というよりは質問ですが、今日いただいたチラシの2段目に「行政評価について」ということで、審議会は行政評価委員会ということですね。審議会資料の7ページの5に行政評価委員会があって、公開は全部してはいますが傍聴者が非常に少ない現状がある。そして会議録に関して要点になっているのが気になります。要点と全文との割合を見ますと今は半々くらいでしょうか。行政評価というのは難しくとっつきにくいものだと思いますから、やはり要点ではなく議論の全貌がわかったほうが、情報公開としてはより良いのではないかと私は考えます。

【傳法会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局(佐々木部長)】

石狩市の中で審議会のルールとして定めているのは議事録を必ず作成することです。ただ、それを全文筆記にするか要点筆記にするかはそれぞれの審議会で判断するというにしております。行政評価委員会の場合は、議論の結果というのが行政評価シートというものの中に出てまいりますので、相当細かいところまで議論されるケースがありますから、そういうものを全文で出してボリュームが膨大になるよりは、結論とその結論を導いた考え方などを端的に整理して示したほうが良いのではないかとこの観点で、要点筆記になったと理解しております。

【傳法会長】

事例によって違うということですね。

【事務局(佐々木部長)】

そうですね。

【傳法会長】

この審議会は全文で議事録を残していきますが、協議の内容によっては、この行政評価委員会なども10数回も続けてやっていると、すべてを全文で作成するのは効率あるいはわかりやすさの点で混乱することもあるかもしれませんので、そこはそれぞれの審議会に任せているということは理解しても良いのかなと思います。

次の会議のときに検討すべき内容を今日お出しただけでない場合は、事務局と私どもで検討するというところでよろしいでしょうか。それとも具体的にいつまでに皆さんからご意見をいただければ、資料等々を揃えて次回に検討するというところでよろしいかと思いますが。

【三島委員】

理解ができなくて困っている状態なのですが、深く掘り下げて議論をするということは、ひとつの案件を事例にとって、それが市民参加手続上どのような形で制度に則しているかということ議論するわけですね。

【傳法会長】

そういうことでしょうか。

【三島委員】

だとすると、もっと具体的に教えて欲しいのですが。

【事務局（田村主査）】

例えば、資料6ページの上から2段目の給食センターで実施しました給食費の改定については、審議会で審議いただいていますけれども、審議会だけでは十分に意見が聴けなかったのではないかと、他の手続も併用したほうが良かったのではないかとというような、手続が足りなかったために十分な意見をいただけていないのではないかとということであったり、パブリックコメントの結果で、不採用となったものや参考としたものの中で、これは市全体として十分に検討がなされているのだろうか、回答内容がわかりにくいのではないかとということなどについて、ひとつの案件について深く掘り下げて議論していくということのご提言であったと理解しております。

【三島委員】

例えば給食センターであれば、そこで傍聴をしていたり内容がわかっていたらそれだけのことをいろいろ考えて意見を出せるのでしょうかけれども、このように並べられて市民参加制度に則してどうなっているのかを考えていくのは、私たちにとってはわかりにくい点があるかと思います。私たちから提案するのはなかなか難しいことだと思うので、できれば最初はいろいろな事情がわかっているだろうと思う事務局から提案してもらって少し慣れたところで自分たちもいろいろなところから情報を取らなければわからないですね。情報を探しに行かなければ、手続をきちんとしていないのではないかとことはなかなかわからないことだと思うので、慣れるまでは事務局から提案していただけたらと思うのですが。

【傳法会長】

皆さんがそれでよろしければ、先ほど申し上げましたように、私も事務局と相談して決めたいと思います。正直言います、行政の立場から見ても少し足りないかなとか、この結論で良かったのかなというものが無いわけではないと思うのです。そのあたりで、今後の市政への反映という点での気になっているようなものがあれば、資料としてお示しをする中で皆さんのご意見をいただいていくということを考えて、第4次審議会として提言をしたということでございます。

皆さんのお話を伺っておりますと、今すぐに具体的な提案がないようですので、私と事務局にお任

せをいただいて、何例になるかわかりませんが、将来的に発展できるような事例についてお示しをしてご意見をいただくようにしたいと思います。たぶん1~2例をやってみると、どのあたりに問題があったかということは見えてきますよね。そうすると今後においてこうしていくことが望ましいとか発展していけると思いますので、皆さんよろしいでしょうか。

= 「はい」の声 =

【傳法会長】

ありがとうございました。皆さんのご賛同をいただきましたので、次回にはもっと詳しい資料等々も用意して意見交換をさせていただきたいと思います。

【松永委員】

もうひとつよろしいでしょうか。2回目以降も市長は出席されるのですか。

【傳法会長】

いいえ。今日はこの審議会に対して諮問をいただきましたので市長がいらっしゃいましたが、次回以降はいらっしゃらないです。

【松永委員】

石狩市のホームページを見れば、石狩市の紹介やこうしていきたいということがわかるのですが、せっかくの機会ですので、ぜひ市長から石狩市とはこういう市であるとか今後はこうしていきたいというお言葉をいただければと思ひまして、最初に言おうか迷いましたが、今、お聞きしました。

【事務局(佐々木部長)】

最後に市長のほうに答申をしていただくときに、答申のあとで委員の皆さんと市長が懇談するということがございます。そういう機会などを捉えて質問していただくということではあるかと思ひます。それから、市長として石狩市をどのようにしていきたいかということについては、毎年議会で、市制執行方針というものを市長は発表することになっておりまして、今年は3月議会でやっておりますから、必要であればそれをプリントアウトしてお配りすることはできます。

【傳法会長】

先ほど市長もおっしゃいましたけれども、市民の声をいただきたいということでこのような審議会を置いたというのも全国に先駆けての素晴らしいお仕事であったと思ひます。ここにいらっしゃる皆さんは市長の思いを受けていただいて建設的なご意見をいただきたいと思ひます。行政組織というのは意外としっかりしておりまして、今日の議事録ができあがれば市長のところにまいりまして、今の松永委員のように、たまには声を聞きたいというご意見なども届きますので、場合によってはひょっこりおいでになることもあるかもしれませんが、私としては、なるべくであれば私たちに自由に議論させてくださいというような気持ちもござひます。

次回以降については事務局と相談して、発展性のある事例をお示ししたいと思います。

それから最後にひとつ皆さんのご意見を伺ひたいと思ひますが、この審議会は開始の時間が午後6時半なのですが、皆さんはこの時間帯が都合良いのでしょうか。もう少し早いほうがよろしいでしょうか。

【砂子委員】

仕事が終わってから来ますので、今の時間がちょうど良いです。早いと困ります。

【傳法会長】

他の皆さんはいかがでしょうか。私が心配したのは、浜益からお越しになる方もいらっしゃる
ので、遅くなると大変かと思ひまして。

【向井委員】

私も少し仕事をしておりますので、この時間が都合よいです。

【傳法会長】

遠くからお越しの方がそのようにおっしゃっているので、これまでどおりということにしましょう。
それでは次回ですが、事務局から何かご意見はございますか。

【事務局（上ヶ嶋課長）】

ここでは、次回までに用意する資料等について皆さんのご意見をいただきたいと思ひておりましたが、
会長と相談して決めさせていただくことにしまして、第2回は9月頃ということと考えております。
それから、タウンミーティングのチラシをお配りしておりますので、ご都合がよろしければお越
しいただきたいと思ひます。

【事務局（田村主査）】

本日、会長のほうにお渡ししました諮問書は、コピーをして、本日の議事録と一緒に送りいたし
ますのでよろしく願ひいたします。

【傳法会長】

ありがとうございました。全般にわたりましておっしゃりたいことやご質問などはございますか。

【砂子委員】

先ほど三島委員が言ったことが大事なことだと思ひます。あまり状況を知らないで軽率にこうする
べきというようなことは差し控えて、事情を踏まえた上で検討していくという三島委員の意見は大変
良かったと思ひました。

【傳法会長】

そのためにはしっかりした資料をいただけると思ひます。事務局はこれだけの資料を作るのは大変
だと思ひますよね。でも、頑張るといふことですので、ぜひ資料に基づいてしっかり意見交換をさせ
ていただけたらよろしいかなと思ひます。

【三島委員】

資料の6ページの説明で平成20年度と21年度を比較して、10ページでも比較しているの
ですが、行政ではその年によっていろいろなハイライトがありますよね。市民が気になるところとか、
これはそのまま流してもいいかなというようなものでは傍聴者数も変わってきますし、パブリックコ
メントの意見の出し方も、その年によって件数や人数は変わってくると思うので、件数と参加人数だ
けで比べていくのは無理かなという気がします。昨年度はこのテーマが市民の興味があるところだっ
たり、気を引くところだったということであれば、もっとわかりやすいと思うのですが。

【傳法会長】

この数字の大小が案件の重さなどを表してはませんが、ひとつの目安としては。

【三島委員】

確かにそのとおりだと思ひます。ただ、一般市民には何かがあったということはわかりますが、何
が本当に市民にとって重大なことだったのかということはこの中にあると思うのですが、そういうこ
とを事務局のほうできちんと捉えて教えて欲しいと思ひます。

【事務局（佐々木部長）】

先ほど説明した内容を、この資料の中に入れてほうが良いということでしょうか。

【三島委員】

先ほどの説明はパブリックコメントやその他の手続の中でこのようなものがありましたということでしたが、ほかのところでもっと大事なことが話されたのではないかという気がしています。

【事務局（佐々木部長）】

大事か大事でないかということは、判断がなかなか難しいことですが、例えば傍聴者がたくさんいたあるいはパブリックコメントでたくさん意見が寄せられたということであれば、それだけ市民の関心度は高かったであろうということは言えると思いますので、そういった観点から特徴的なものを並べることができると思います。

【三島委員】

行政としてすごく大事なことなのに市民が全然興味を示さないということもあると思います。それについては「残念だ」という言葉は出てこないのかと思ひまして。

【傳法会長】

それがこれ以降の審議会での議題になっていく可能性もあるのではないのでしょうか。

【柴田委員】

この市民参加手続マニュアルは、すごくわかりやすく具体的に書かれていて、私にとってもすごく参考になりました。とても良かったと思います。

【傳法会長】

私もそう思いました。事務局に対する感謝ですね。本当にずいぶんわかりやすくなりましたよね。形の上でわかりやすくなりましたので、次はわかりやすい議論をする番ですね。建設的な意見にしていきたいと思います。

皆さんよろしいでしょうか。ご質問等々がなければ次回は9月ということで予定しております。近くなりましたら日程調整をさせていただくための文書をお送りすることになると思いますのでお答えいただきたいと思います。

また、この審議会の性質のひとつとして、何かお気づきの点があれば必ずしもこの審議会だけではなくて事務局のほうにお寄せいただけたら大変うれしかなと思います。

長時間にわたりご議論をいただきましてありがとうございました。これで平成22年度第1回の石狩市市民参加制度調査審議会を終了します。

平成22年6月30日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 傳法 公 磨